

令和 7 年第 4 回

瑞浪市議会定例会議案

令和 7 年 9 月 2 日

目 次

議第 5 1 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 2 号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例及び瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 5 3 号	瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 5 4 号	瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議第 5 5 号	瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 5 6 号	瑞浪市森林の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 5 7 号	瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 5 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	1 5
議第 5 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	1 6
議第 6 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	1 7
議第 6 1 号	瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて……………	1 8
議第 6 2 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……	1 9
議第 6 3 号	東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について……………	2 0
議第 6 4 号	市道路線の廃止について……………	2 1
議第 6 5 号	市道路線の廃止について……………	2 2
議第 6 6 号	市道路線の認定について……………	2 3
議第 6 7 号	工事請負変更契約の締結について……………	2 4
議第 6 8 号	財産の取得について……………	2 5

議第 6 9 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）……………	2 6
議第 7 0 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	3 1
議第 7 1 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）…	3 3
議第 7 2 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）………	3 5
議第 7 3 号	令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）………	3 7
議第 7 4 号	令和 7 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	3 9
議第 7 5 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4 1
認第 1 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	4 2
認第 2 号	令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定につい て……………	4 3
認第 3 号	令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について…	4 4
認第 4 号	令和 6 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について………	4 5
認第 5 号	令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について………	4 6
認第 6 号	令和 6 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	4 7
認第 7 号	令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	4 8

議第 5 1 号

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「利用に関する条例」を「利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び法第 1 9 条第 1 1 号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条第 1 項中「及び市長」を「、市長又は教育委員会」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条第 3 項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項及び第 3 項」に、「規則等」を「規則その他の規程」に改め、同項を同条第 5 項とし、第 3 項の

次に次の１項を加える。

- ４ 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（特定個人情報の提供）

第５条 法第１９条第１１号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- ２ 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第１に次のように加える。

５ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
６ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１６の項から１８の項までの規定中

「生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの」

「生活保護（外国人）関係情報であって規則で

「障害者の日常生活及

を	定めるもの 住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの	に改め、同表 1 9 の項中	ための法律による自 であって規則で定め
---	-----------------------------------	----------------	------------------------

「	障害者の日常生活及び社会生活を総合 ための法律による自立支援給付の支給 であって規則で定めるもの	を	「
び社会生活を総合的に支援する 立支援給付の支給に関する情報 るもの			住登外者宛名情報であって規則で定め

的に支援する に関する情報	に改める。
るもの	

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第 5 条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に関 する事務であって規 則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に関 する事務であって規 則で定めるもの	市長	住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 2 号

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例及び瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例及び瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例及び瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 1 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 1 9 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 1 9 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求す

る同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、瑞浪市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号に

において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の瑞浪市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第 5 3 号

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表瑞浪市陶公民館の項中「（体育室は、瑞浪市陶町水上 6 6 9 番地の 1）」を削る。

別表中	研修室	第 1	6 0 0	8 0 0	1, 0 0 0	1, 3 0 0
		第 2	5 0 0	5 0 0	6 0 0	9 0 0
	体育室		1, 5 0 0	1, 9 0 0	2, 1 0 0	3, 1 0 0

1, 6 0 0	2, 2 0 0	3 0 0	3 0 0
1, 0 0 0	1, 4 0 0	2 0 0	3 0 0
3, 6 0 0	5, 0 0 0	8 0 0	—

を	研修室	第 1
		第 2

6 0 0	8 0 0	1, 0 0 0	1, 3 0 0	1, 6 0 0	2, 2 0 0
5 0 0	5 0 0	6 0 0	9 0 0	1, 0 0 0	1, 4 0 0

3 0 0	3 0 0
2 0 0	3 0 0

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 4 号

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年
条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表稲津地域子育て支援センターの項中「瑞浪市稲津町小里 3 6 4
番地の 1」を「瑞浪市稲津町小里 6 9 7 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 5 号

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議第 5 6 号

瑞浪市森林の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市森林の火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市森林の火入れに関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市森林の火入れに関する条例（昭和 5 9 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき」に、「場合」を「とき」に改め、同条第 2 項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 7 号

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4
8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「、大学その他の教育施設における修学のため又は 6 0
歳以上のため勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、瑞浪市職員の勤
務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）第 1 6 条に規定する介
護休暇又は同条例第 1 6 条の 2 に規定する介護時間」を「1 日の勤務時間の
全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時
間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部
分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため 1 週間の勤務
時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が 6 0
歳以上のため 1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休
暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者
で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営む
のに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務
しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護
時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部を勤務

しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議第 5 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
北 原 讓 介	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 5 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
清 水 憲 雄	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 6 0 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
安 藤 雅 哉	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 6 1 号

瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
伊 藤 慶 和	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 6 2 号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
小 倉 望	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 6 3 号

東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東濃中部病院事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃中部病院事務組合規約の一部を改正する規約

東濃中部病院事務組合規約（令和 3 年岐阜県指令市町村第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「新たに」を削り、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

第 8 条第 1 項中「副管理者」の次に「、参事」を加え、同条第 6 項中「及び副管理者」を「、副管理者及び参事」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 参事は、土岐市副市長の職にある者をもって充てる。

附 則

この規約は、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

議第 6 4 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1 4 3 6	宿線	釜戸町字宿 8 8 3 番地先	
		釜戸町字宿 8 9 0 番地先	

議第 6 5 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1 6 4 1	白山橋線	明世町戸狩字別荘 8 8 6 番 1 地先 明世町戸狩字別荘 8 8 6 番 2 地先	

議第 6 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 6 9 9	向・土合線	釜戸町字向 1 6 8 2 番 6 地先 釜戸町字土合 1 9 0 5 番 1 地先	

議第 6 7 号

工事請負変更契約の締結について

令和 5 年 2 月 2 7 日議会の議決を経た「工事請負契約の締結（社会資本整備総合交付金事業 一般国道 1 9 号線ほか 1 路線道路改良工事）」の一部を変更したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 契約金額「2 3 1, 0 0 0, 0 0 0 円」を「3 0 8, 6 4 1, 3 0 0 円」に変更する。

議第 6 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 学習用タブレット端末
3, 1 0 0 台 |
| 2 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 取得金額 | 1 5 1, 8 1 3, 2 0 0 円 |
| 4 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 5 8 番地
株式会社電算システム
代表取締役 高 橋 譲 太 |

議第 6 9 号

令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 2, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 3 8 2, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		4,000,000	37,000	4,037,000
	1 地方交付税	4,000,000	37,000	4,037,000
15 国庫支出金		2,764,027	106,190	2,870,217
	2 国庫補助金	1,162,690	106,190	1,268,880
16 県支出金		1,151,263	△4,290	1,146,973
	2 県補助金	388,569	△5,748	382,821
	3 委託金	103,298	1,458	104,756
17 財産収入		924,700	△19,200	905,500
	1 財産運用収入	76,728	△19,200	57,528
18 寄附金		404,110	14,200	418,310
	1 寄附金	404,110	14,200	418,310
20 繰越金		140,000	533,600	673,600
	1 繰越金	140,000	533,600	673,600
21 諸収入		1,185,500	△32,000	1,153,500
	4 雑入	350,294	△32,000	318,294
22 市債		2,001,300	△13,100	1,988,200
	1 市債	2,001,300	△13,100	1,988,200
歳入合計		21,760,000	622,400	22,382,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,971,100	441,400	3,412,500
	1 総務管理費	2,541,019	424,500	2,965,519
	2 徴税費	209,906	15,400	225,306
	5 統計調査費	23,530	1,500	25,030
3 民生費		6,368,700	20,400	6,389,100
	1 社会福祉費	3,208,930	11,800	3,220,730
	2 児童福祉費	2,938,570	8,600	2,947,170

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		2, 5 9 0, 0 0 0	2 0, 9 0 0	2, 6 1 0, 9 0 0
	1 保健衛生費	1, 0 8 9, 6 0 3	8, 1 0 0	1, 0 9 7, 7 0 3
	2 清 掃 費	1, 3 9 1, 7 2 0	4, 9 0 0	1, 3 9 6, 6 2 0
	3 環 境 費	1 0 8, 6 7 7	7, 9 0 0	1 1 6, 5 7 7
6 農林水産業費		3 2 5, 6 0 0	△3, 1 0 0	3 2 2, 5 0 0
	1 農 業 費	2 3 9, 4 5 5	4, 9 0 0	2 4 4, 3 5 5
	2 林 業 費	8 6, 1 4 5	△8, 0 0 0	7 8, 1 4 5
7 商 工 費		5 1 4, 0 0 0	1 0 0	5 1 4, 1 0 0
	1 商 工 費	5 1 4, 0 0 0	1 0 0	5 1 4, 1 0 0
8 土 木 費		2, 9 6 0, 0 0 0	1 4 5, 5 0 0	3, 1 0 5, 5 0 0
	1 土木管理費	5 4, 3 6 0	1 1, 4 0 0	6 5, 7 6 0
	2 道路橋梁費	7 4 3, 6 1 0	1 2 0, 7 0 0	8 6 4, 3 1 0
	4 都市計画費	1, 7 0 6, 5 5 6	1 3, 4 0 0	1, 7 1 9, 9 5 6
	5 住 宅 費	7 4, 8 0 0	0	7 4, 8 0 0
9 消 防 費		1, 6 7 8, 0 0 0	△6 0 0	1, 6 7 7, 4 0 0
	1 消 防 費	1, 6 7 8, 0 0 0	△6 0 0	1, 6 7 7, 4 0 0
10 教 育 費		2, 1 0 9, 6 0 0	1 5, 4 0 0	2, 1 2 5, 0 0 0
	1 教育総務費	2 7 9, 4 2 2	2 0 0	2 7 9, 6 2 2
	3 中 学 校 費	2 3 4, 4 5 2	6, 8 0 0	2 4 1, 2 5 2
	5 社会教育費	5 0 6, 4 8 7	5, 4 0 0	5 1 1, 8 8 7
	6 保健体育費	5 4 8, 5 8 0	3, 0 0 0	5 5 1, 5 8 0
11 公 債 費		1, 3 9 2, 0 0 0	△1 5, 0 0 0	1, 3 7 7, 0 0 0
	1 公 債 費	1, 3 9 2, 0 0 0	△1 5, 0 0 0	1, 3 7 7, 0 0 0
12 諸 支 出 金		6 4 1, 7 0 0	△2, 6 0 0	6 3 9, 1 0 0
	1 公営企業費	6 4 1, 7 0 0	△2, 6 0 0	6 3 9, 1 0 0
歳 出 合 計		2 1, 7 6 0, 0 0 0	6 2 2, 4 0 0	2 2, 3 8 2, 4 0 0

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道路橋梁費	南垣外北野線道路改良事業	62,200
8 土 木 費	2 道路橋梁費	交通安全対策補助金 (通学路緊急対策)事業	150,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 民 福 祉 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	131,900
在 宅 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	123,000
老 人 憩 い の 家 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	70,600
障 害 者 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	64,300
子 ど も 発 達 支 援 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	122,100
児 童 館 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	304,300
大 湫 町 旧 森 川 訓 行 家 住 宅 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	46,500
都 市 計 画 用 途 地 域 変 更 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度	8,400
保 護 者 連 絡 シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,000
ス ク ー ル バ ス 運 行 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和12年度まで	376,000
陶 公 民 館 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	50,000
大 湫 公 民 館 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和12年度まで	30,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策補助金 (通学路緊急対策)事業	60,300	普通 貸借 又は 証券 発行	年 3.0 % 以 内 (ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には借 入先と協定し、その条件に従うもの とする。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借換 することができる。
Jアラート受信機 更新事業	6,400			

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥収集車等購入事業	12,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年 3.0 % 以 内 (ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には借 入先と協定し、その条件に従うもの とする。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借換 することができる。
県単事業負担事業	29,200			
市営住宅用途廃止事業	9,300			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南垣外北野線 道路改良事業	100,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年 3.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には 借入先と協 定し、その条 件に従うもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還又は 低利に借換す ることができる。	70,700	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ

議第 7 0 号

令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1 4, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		100	15,600	15,700
	1 繰越金	100	15,600	15,700
歳入合計		698,500	15,600	714,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		678,367	15,600	693,967
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	678,367	15,600	693,967
歳出合計		698,500	15,600	714,100

議第 7 1 号

令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 0 8, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		4,000	30,100	34,100
	1 繰越金	4,000	30,100	34,100
歳入合計		3,478,000	30,100	3,508,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		4,000	30,100	34,100
	1 償還金及び還付加算金	4,000	30,100	34,100
歳出合計		3,478,000	30,100	3,508,100

議第 7 2 号

令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 9, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 7 8 8, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		644,290	1,900	646,190
	1 一般会計金繰入金	600,818	1,900	602,718
8 繰越金		4,550	37,700	42,250
	1 繰越金	4,550	37,700	42,250
歳入合計		3,748,500	39,600	3,788,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		112,625	1,900	114,525
	1 総務管理費	54,729	1,900	56,629
5 諸支出金		4,550	37,700	42,250
	1 償還金及び還付加算金	4,550	37,700	42,250
歳出合計		3,748,500	39,600	3,788,100

議第 7 3 号

令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 2 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		500	9,200	9,700
	1 繰越金	500	9,200	9,700
歳入合計		35,000	9,200	44,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		22,948	1,900	24,848
	1 駐車場費	22,948	1,900	24,848
3 基金積立金		530	7,300	7,830
	1 基金積立金	530	7,300	7,830
歳出合計		35,000	9,200	44,200

議第 7 4 号

令和 7 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 7 年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号イ中「4 4 8，6 2 0 千円」を「4 7 7，6 2 0 千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1, 141, 000 千円	△6, 400 千円	1, 134, 600 千円
第 2 項 営業外収益	247, 880 千円	△6, 400 千円	241, 480 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1, 133, 000 千円	△6, 400 千円	1, 126, 600 千円
第 1 項 営業費用	1, 105, 721 千円	△6, 400 千円	1, 099, 321 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条中「資本的支出額に対し不足する額 2 3 4，0 0 0 千円」を「資本的支出額に対し不足する額 2 5 2，1 0 0 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 0，4 8 6 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 3，1 2 2 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 9 3，5 1 4 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 2 0 8，9 7 8 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	503, 000 千円	12, 000 千円	515, 000 千円
第 2 項 工事負担金	57, 500 千円	12, 000 千円	69, 500 千円

	支	出	
第 1 款 資本的支出	737,000 千円	30,100 千円	767,100 千円
第 1 項 建設改良費	556,745 千円	29,000 千円	585,745 千円
第 3 項 補助金返還金	0 千円	1,100 千円	1,100 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 5 条 予算第 10 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	50,045 千円	△5,396 千円	44,649 千円

(他会計からの補助金の補正)

第 6 条 予算第 11 条中「99,650 千円」を「100,250 千円」に改める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 7 5 号

令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	1, 193, 100 千円	3, 800 千円	1, 196, 900 千円
第 2 項 営業外収益	649, 017 千円	3, 800 千円	652, 817 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1, 186, 200 千円	3, 800 千円	1, 190, 000 千円
第 1 項 営業費用	1, 110, 388 千円	3, 800 千円	1, 114, 188 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	116, 492 千円	3, 800 千円	120, 292 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 4 条 予算第 1 0 条中「1 7, 5 2 8 千円」を「1 8, 0 2 8 千円」に改める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

認第1号

令和6年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和6年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

令和6年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 令和6年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和6年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 令和6年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和6年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和6年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和6年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和6年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第6号

令和6年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和6年度瑞浪市水道事業会計決算

認第7号

令和6年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和7年9月2日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和6年度瑞浪市下水道事業会計決算

